

## 運転免許証

※手続きや規則等に関する最新の情報は駐日ウクライナ大使館（03-5474-9770）等にご確認ください。

ウクライナ内務省によれば、日本人がウクライナ国内で短期滞在や期間的駐在等（永住目的以外）で自動車等を運転する条件は以下のいずれかです。

○有効な日本の運転免許証及び日本で発行された国際運転免許証の両方を所持していること

○1968年11月8日の道路交通に関する条約（通称ウィーン交通条約）に加盟している国で発行され、同条約に定める様式（全ての項目がラテン文字でも記載されていることが必須）の運転免許証を所持していること

（日本は道路交通に関する条約（通称ジュネーブ条約）加盟国であるため、日本の運転免許証はあてはまらない。）

○ウクライナの運転免許証を所持していること。

（永住目的でウクライナに滞在する場合は、永住許可取得後60日間は外国の運転免許証等で運転可能。ただし、それ以降は日本の運転免許証をウクライナの運転免許証に切替える必要あり。切替え時に提出する日本の運転免許証は返還されない。また、日本の運転免許証を所持していない場合は、ウクライナの運転免許証を新規に取得する必要がある。）

（了）